

担当省庁	厚生労働省	文部科学省	農林水産省	
種類	第三種郵便物（心身障害者用低料第三種郵便物）	第四種郵便物		
	第四種郵便物（点字郵便物・特定録音物等郵便物）	(通信教育用郵便物)	(学術刊行物郵便物)	(植物種子等郵便物)
1. 政策目的としての妥当性や必要性	<p>インターネットについては、音声読み上げソフトの利用や点字データ等の配信サービス等により、視覚障害者による情報のやり取りが可能となっているところであり、制度導入時から比べれば視覚障害者の情報バリアフリー化は進んでいます。</p> <p>一方で、高齢者層も多い視覚障害者には、インターネットや電子メールなどの代替手段が、十分普及しているとはいえず、情報伝達手段を点字、録音物に頼っている者の存在を否定できず、従って、今日においてもその政策目的の妥当性を失っていないと考えます。</p> <p>※ 身体障害者・身体障害児実態調査（平成 18 年）によると、視覚障害者の情報の入手方法について、ホームページや電子メールによる情報の入手が 6. 6 % に留まっている。</p> <p>※ 視覚障害者総数 31 万 5, 500 人のうち、60 歳以上の者は 78. 7 % である。（平成 23 年生活のしづらさに関する調査）</p> <p>また、心身障害者用低料第三種郵便物については、創設当初は、障害者基本法第 23 条の障害者等の経済的負担の軽減を踏まえ、第三種郵便物より低料な利用料としての措置が行われていたものと思われます。</p> <p>障害者が円滑に情報を取得するためには、国及び地方公共団体の情報提供の他、障害者団体による機関誌や定期刊行物は重要なものとなっており、これに一定の配慮をして頂くことは重要であると考えています。</p>	<p>通信教育は、時間的及び地理的制約を受けることなく各人の自発的意思により利用できる学習システムとして、学校教育及び社会教育において重要な役割を担っているところ。</p> <p>例えば、高等学校や大学等における通信教育や認定社会通信教育は、一億総活躍社会の実現を図っていく中で、国民の多様な教育・学習の機会を確保する上でも重要な役割を担っている。</p> <p>通信制高等学校は、戦後より、中学校を卒業して勤労に従事するなど、全日制及び定時制の課程に通学することが困難な青少年に対して教育機会の確保に重要な役割を担ってきた。近年、勤労青年の数は減少傾向にある一方、不登校経験者等の自立に困難を抱える者に対する受け皿として、制度発足当初とは異なった形でその重要性が高まっており、平成 27 年度は通信制高等学校に約 18 万人が在籍している。大学通信教育は、教育の機会均等の考え方の下、門戸を広く開放し、学修意欲を持ちながらも地理的・時間的制約など様々な理由でその実現に困難を伴う人たちの期待に応えようとする正規の大学教育課程であり、43 大学、27 大学院、11 短期大学において、およそ 24 万人が学んでいる。このうち放送大学は、教育に対する強い関心や多様な学習意欲の高まり、利便性の観点から、在学者は増加傾向にあり、平成 28 年度は約 9 万人が利用しており、我が国の生涯学習を支える中核的な機関としての役割も果たしている。</p> <p>また、学校または一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で、社会教育上奨励すべきものについては、「認定社会通信教育」として認定を与えており（社会教育法第 51 条第 1 項）、公益性の高い学習機会を時間的及び地理的制約を受けることなく利用できるシステムとして、平成 27 年現在、約 6. 4 万人が利用するなど国民に広く普及している。</p> <p>第四種郵便は、これらの通信教育の普及や通信教育利用者の経済的負担を軽減し、教育の機会を一層拡大する極めて公共性の高いサービスと言える。そのため、その廃止に伴う経済的負担は、生徒、学生及び受講者が負担するのみならず、通信教育を提供する通信制高等学校・大学等や認定社会通信教育実施団体等に転嫁され、終局的には利用者にさらなる経済的負担を強いることとなり、ひいては教育・学習の機会の制限につながる。</p> <p>第四種郵便の料金値上げに関する議論は、時間的・地理的等様々な理由から通信教育を選択した学習者の未来を切り開いていくとする期待を裏切るものであり、政府一丸となって地方創生や一億総活躍社会を実現に向け取組んでいる中、その方向とも逆行するものである。働き方改革を進めていく上で、働きながら学ぶことを可能とする通信教育はより一層重要なものとなっており、第四種郵便のこれまでと同料金での制度を維持し、教育の機会均等、国民の生涯学習社会の実現、一億総活躍社会等の実現を図るべきである。</p> <p>なお、情報技術の発展から、e-ラーニングなどの ICT を活用した教育は進みつつあるが、通信制高等学校や大学通信教育等の生徒・学生や認定社会通信教育の受講者は、通学制と比して極めて多様な年齢・職業・背景等の生徒、学生及び受講者により構成されているため、ICT を十分に活用できない者などに配慮する観点からも、教育現場にとって郵便の活用の重要性は制度創設以降なんら変わりがない。</p> <p>また、生徒、学生及び受講者とは日常的に対面が困難なことから、印刷物としての教材（教科書や学習指導書など）が重要な役割を担っており、生徒、学生及び受講者からの提出物（レポート等）には、インターネット経由での提出になじまないもの（例えば、まとめた論文、手書きや写真等による図表資料、作品など）も多い。このように、教育効果を高める観点からも、郵便を利用した紙媒体でのやりとりが必要不可欠である。</p> <p>また、メール便等は第四種郵便に比して費用が格段に高くなることから、経済的負担の低減の観点からなお、第四種郵便の必要性は高いと言える。</p> <p>（参考：個人の利用が容易かつ代表的なメール便である「ゆうメール」との価格比較）</p> <p>【第四種郵便】100g 以内 15 円（さらに 100g ごとに +10 円、上限 1kg（教科用の図書を内容とするものは 3kg）以内）</p> <p>【ゆうメール】重量 ~150g ~250g ~500g ~1kg ~2kg ~3kg 運賃 180 円 215 円 300 円 350 円 460 円 610 円</p>	<p>学術研究の振興に資することを目的として、学術刊行物を第四種郵便物として指定し、低廉な郵送料を適用する制度は、経営基盤が脆弱な学術団体を支援し、学術情報の流通促進において重要な役割を果たしております。</p> <p>インターネットが普及し、電子ジャーナルとして学術刊行物を発行する学術団体が増えているものの、未だ半数以上の学術刊行物は紙媒体によって発行されている状況です。本制度が廃止された場合、第四種郵便に比べて割高な民間事業者によるメール便などに切り替えることとなり、経営基盤が脆弱な学術団体に対して学術刊行物の発送に係る費用を新たに発生させることは、学術情報の流通促進を大きく妨げ、学術研究の振興に支障を来す結果となります。</p> <p>※ 郵送物の重量によってはより安価な場合もあると承知しておりますが、本制度が一律廃止された場合の切り替えによる学術団体の負担は極めて大きいと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の農業は、少量多品目生産が特徴であるが、これは国民の幅広いニーズへの的確な対応、栽培適地での農業生産の実現に不可欠であり、この多品目生産によって我が国の高品質な農産物の生産基盤を維持させてきた。 ・種子は、常温で長期間保管すると発芽率等の品質が劣化するため、農家は作期毎に入手する必要がある。農家は、毎年、最も適した品種の種苗を全国にある種苗メーカー等から入手する必要があるため、近年でも郵送によって供給されており、その多くが 1kg 未満である。 ・こうしたことから、第四種郵便は、大半の農家が利用してきているものである。農家は厳しい農業経営の中、農業生産コストを低下させる努力を強いられており、農業の生産性の向上を実現していることから、植物種子等郵便物が第四種郵便とされている意義は大きい。 ・仮に、植物種子が第四種から除外された場合、現在の種苗費に増額分の輸送費が加算され、農業生産コストの増加に繋がり、農業の生産性をより一層低下させることとなるため、第四種郵便物の制度の維持は必須であると考える。 ・さらに、中山間地においては、農業が地域の基幹産業となっている地域が大半で、農家は種苗店での種苗の入手が困難であることから第四種郵便による種苗の郵送の効果は計り知れないものがある。 ・なお、農業生産資材については、TPP を受け、農業所得を増大させるため、農業生産資材の低コスト化が強く求められており「総合的な TPP 関連対策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日内閣官房 TPP 政府対策本部決定）においても農業生産資材対策が継続審議項目とされており、政府及び与党においても現在検討が重ねられている。 また、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日決定）においても農業の価格形成の見直し、生産コストの低減が決定されているところ。

2. 外部補助の検討可能性など	<p>本制度については、国民の福祉の増進、障害者の情報保障という観点から、重要な制度であると考えておりますが、郵便物の発送に係る外部補助については、既存予算の確保も極めて厳しい中で、郵便制度を所管していない当省において新たに外部補助にかかる予算措置をすることは困難です。</p>	<p>現下の財政事情に鑑みれば、当省からの財政的代替的な支援を行うことについては、極めて困難である。(赤字補償については、国が「郵便事業の独占実施」を義務づけている以上、郵便行政の監督省において負担されるものと考える。)</p>	<p>当省では、科学研究費助成事業において「研究成果公開促進費（国際情報発信強化）」を設け、一定の条件の下で学術団体等が刊行する出版物の刊行に必要な経費の助成を行っております（下記4）。</p> <p>「郵政民営化の基本方針について」（平成16年9月10日閣議決定）において、特別送達等の公共性の高いサービスについても提供義務を課すことが盛り込まれている中で、公共の福祉の増進を目的とする社会貢献の一環として、民営化後も引き続き日本郵便事業株式会社において学術刊行物の第四種郵便への指定が継続されたと承知しておりますので、本制度の継続により、学術研究の振興に必要不可欠な学術情報の流通促進に引き続き貢献いただくことを、強くお願いするものであります。</p>	<p>第四種郵便による種苗の輸送費の低減は、多くの農家の農業経営に資するものであり、農家の持続的発展に重要な役割を果たすものとともに、これによって広く国民の食料の安定供給つながっていることからこの受益は、農家のみならず国民全体のメリットとなっている。このため、公共性は高くユニバーサルサービスとして維持することが適切であると考えている。</p>
3. 利用者のニーズと貴省の政策目的実現への貢献度	<p>利用者のニーズについては、障害当事者や御省との各種協議の場においても、視覚障害者に対する情報誌の発送が、視覚障害者が生活情報や制度・政策情報を入手する上で必要不可欠なものとなっており、それらの低料金ないし無料による発送支援の利用者ニーズは高いものと認識しています。</p>	<p>平成27年に文部科学省認定の社会通信教育を受講した者は、のべ約6.4万人であり、当省の把握しているところでは、通信教育団体からの受講者への教材、補助教材等の送付、受講者から通信教育団体への学習成果物の送付の際に第四種郵便を利用している。</p> <p>大学通信教育については、平成28年度現在、約24万人が学んでいる。このうち、例えば、放送大学については、約9万人が学んでおり、同大学全体における第四種郵便の利用実績（平成27年度）は、大学から学生への送付件数が100万件、学生から大学への送付件数が19万件となっている。</p> <p>平成27年度に通信制高等学校に在籍する生徒は18万人であり、これら生徒が卒業までに必要な単位数（74単位）の取得にあたっては、学習指導要領上、1単位について1～3回の添削指導が義務付けられているため、多数にわたって第四種郵便が利用されている。</p>	<p>現在、学術団体が発行する学術刊行物の半数以上が紙媒体による発行を行っていることから、本制度は、学術研究の振興のために必要不可欠な学術情報の流通促進に、重要な役割を果たしているものと考えております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従来より、第四種郵便は、宅配便等と比べて非常に安く料金設定されているため農業生産を行にあたって不可欠な種苗の入手にあたり、全国の農家（約2百万戸）のうち大半で利用されていると考え、制度の維持についてのニーズは高い。 ・国民の食料の安定供給の確保及び農業の持続的な発展は、「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）に定められている基本的な理念であり、国はこれにのっとり必要な施策を講じる責務があることから、第四種郵便制度による種苗輸送費の維持は国の政策目的に直接的に貢献するものといえる。
4. 直接又は間接を問わず関連する支援措置（予算、補助金、委託費等）	<p>(心身障害者用低料第三種郵便物) 当省においては、郵便制度ないし郵便物の発送に関する支援措置は、ございません。</p> <p>(第四種郵便物)</p> <p>1 措置内容：「視覚障害者用図書事業等委託費」の一部 視覚障害者用図書事業及び視覚障害児用図書事業（点字図書、録音図書等の製作のデジタルデータ化、様々な媒体（紙、CD等）での貸出）、視覚障害者行政情報等提供事業（国内外の障害保健福祉関連情報等を点字版や音声版の広報により提供） 予算額（平成28年度）：1億2,138万円</p> <p>2 措置内容「高度情報通信等福祉事業費」の一部 視覚障害者用図書情報ネットワーク運営事業（視覚障害者がインターネットを利用し、自宅に居ながら、全国の点字図書館の蔵書、製作中図書の検索及び貸出予約等を行うことが出来る視覚障害者用図書情報ネットワーク「サピエ」を運営）、点字ニュース即時提供事業（視覚障害者に対して、日々の新聞ニュースを点字データのインターネット配信等により提供） 予算額（平成28年度）：8,241万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会通信教育の振興に必要な経費 通信教育課程の充実、受講者研究集会の開催、普及資料の作成及び調査研究（H16年度 1,451万円） →平成22年度に廃止 ※ 学校や一般社団法人等の行う通信教育で、社会教育上奨励すべきものについては、中央教育審議会に諮問した上で文部科学大臣が「文部科学省認定社会通信教育」として認定。文部科学省認定社会通信教育の課程を優れた成績をもって修了した者に対しては、文部科学大臣名の賞状を交付。 ・学校教育設備整備等補助金（定時制高等学校等設備整備費等） 公立高等学校の通信教育の運営等に要する経費の一部を当該学校の設置者に対して補助（H16年度 4,461万円） →「三位一体の改革について（平成16年11月26日）政府・与党合意」に基づき平成17年度に廃止 ・高等学校定時制及び通信制教育振興奨励費補助金 経済的理由により修学が困難な生徒に対する、通信制課程等への修学奨励費の貸与（H16年度 7億2,241万円） →「三位一体の改革について（平成16年11月26日）政府・与党合意」に基づき平成17年度に廃止 	<p>措置内容：科学研究費助成事業の「研究成果公開促進費（国際情報発信強化）」というメニューにおいて、出版社及び大学、研究機関等を除き、かつ、所在地が日本国内にある学術団体等に対し、研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるものの国際情報発信力を強化する取組に対して、その刊行に必要な経費を助成しております。</p> <p>予算額（平成28年度）：3億8,430万円</p>	<p>植物種苗の輸送費に係る支援措置はない。</p>

5. その他	<p>今後の関係施策の検討にあたっては、本制度を利用する障害当事者からの意見も十分にお聞きいただくよう、ご配慮をお願いします。</p> <p>下記のとおり、国会での議論もふまえれば、相当程度低廉な料金での第四種郵便制度の維持が必要だと考える。</p> <p>文部科学省としては、通信教育用郵便物は政策的意義の高いものであり、他の方法での代替も困難であるため、引き続き第四種郵便物として整理し、現在の郵便料金は変更せず、公共性の高い社会的ニーズに応えていただきたい。</p> <p>◆平成 17 年 7 月 20 日 郵政民営化に関する特別委員会 (竹中平蔵国務大臣)</p> <p>社会貢献業務対象外の第三種・第四種郵便の割引率、これは民営化後も現行の水準を維持することが期待されているのではないかというお尋ねでございますけれども、この第三種、第四種の料金は公社が定めて、同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること等の認可基準の下で総務大臣の認可を受けることとしているわけでございますけれども、民営化後におきましても、これは今もそうなっているわけでございますが、民営化後におきましても改正郵便法案によりまして同様の仕組みで料金設定が行われることになるものでございます。社会・地域貢献業務対象外の第三種・第四種郵便物の政策的低料金についても適切に設定をされるという仕組みになっているわけでございます。</p> <p>民営化後も現行の料金水準が維持されるかについては、これは総務大臣が、これは料金認可制の下でそれぞれの政策的な必要性、経営努力を前提としました郵便事業会社の経営状況等も勘案して適切に判断するということになるわけでございますが、特殊会社である郵便事業会社におきましても業務の効率は進めていただく、その業務の効率を進めながら、第三種・第四種郵便物が社会的に果たしている役割の重要性、そして企業の社会貢献の重要性等々を踏まえ、引き続き適切に対応するということを期待をしているところでございます。</p> <p>◆平成 17 年 10 月 7 日 郵政民営化に関する特別委員会 (竹中平蔵国務大臣)</p> <p>不採算のものも含めまして、こうしたサービスを提供する義務を課しているわけです。これは民営化された後も課すんです。これは先ほど言いましたように、<u>民営化後もこの対象、第三種、四種の対象は変更せず、引き続きその義務を、提供を義務づけることを課します</u>。そこを、先ほど離島のサービスを例に出したのは、離島のサービスも、別に第三種、四種ではありませんけれども、同じように不採算だけれども、提供する社会的な責務を負っていた大いわけです。それをリザーブエリア、別のところでしっかりと利益を稼ぐシステムを残していく、それでやっていただく。</p>	-	1 でも述べたように TPP を受け、農業所得を増やすため、農業生産資材の低成本化は「総合的な TPP 関連対策大綱」の継続検討項目として、政府及び与党でも議論が進められていることからも、TPP の批准が政府全体の重要課題とされている今、植物種子等郵便物の第四種郵便の見直しを行うことは適切ではないと考える。
--------	--	---	--

担当省庁	厚生労働省				
	種類	第四種郵便物（通信教育用郵便物）			
		看護師	理容師・美容師	製菓衛生師	
1. 政策目的としての妥当性や必要性		<p>看護師養成所には、准看護師として一定の就業経験がある者を対象にした2年の通信制の課程があり、養成所と学生間の教材の送付等で第4種郵便を利用しています。本課程は、准看護師から看護師への移行の促進を目的として平成16年4月に設置され、平成28年度は19校で7560人が学習しています。今後、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向けて、必要な医療介護サービスを確保していくためには、自律してケアを実践する看護師の必要性は高く、さらに准看護師から看護師への移行が促進されることを目指す必要があります。准看護師として就業しながら看護師を目指し学習することが可能である本課程は、看護師の確保という観点においても重要であると考えています。</p> <p>通信制の課程においては、学生が教員と日常的に対面することは困難であるため、教員が印刷教材を送付し、それを用いて学生がレポート等の提出を行い教員の指導を受けています。印刷教材や学生からの提出物については、実習記録や病態関連図等手書きによる資料や、まとめた分量の資料などインターネット経由での提出にはなじまないものがあり、第4種郵便物を利用した紙媒体での送受が必要です。</p>	<p>理容師・美容師の養成のための通信課程については、昭和29年の制度開始時より、資格取得者への支援策ととらえており、通信課程の必要性は変わっていないことから、その取扱いを変更しなければならないとは考えていない。</p>	<p>第四種郵便物（通信教育用郵便物）については、教育の普及に資することを目的として、低廉な料金が設定されていると承知しており、製菓衛生師の養成施設が本制度を利用することによって、製菓衛生師法の目的である、公衆衛生の向上及び増進についても、一定の効果はあると考えますが、郵便事業については、郵便法に基づく独占事業とされており、厚生労働省が郵便事業を所管していないことから、第四種郵便物制度そのものの妥当性及び必要性について、厚生労働省（当部）から考えをお示しすることは困難です。</p>	<p>第四種郵便物を使用する通信教育は、様々な生活環境の中で国家資格を得て、新たな職業を得ようとする国民に対し、少ない負担で全国平等に教育を行うために必要なものと考えております。</p> <p>一億総活躍社会の実現に向け、長時間労働の是正や多様なライフスタイルを可能にすることが重要とされる中、社会保険労務士の労働・社会保険分野の専門家としての役割は増しており、今日において第四種郵便物の政策目的は妥当であると考えます。</p> <p>なお、第四種郵便物以外の通信手段については、通信費の負担の増大、事業者・受講者双方に設備を整える必要性、サービスが全国に行き届かないおそれ等の問題があり、第四種郵便物は代替手段のない制度であると考えます。</p>
2. 外部補助の検討可能性など		<p>本制度については、通信教育を行っている看護師養成所においては重要な制度であると考えておりますが、郵便物の発送に係る外部補助については、既存予算の確保も極めて厳しい中で、郵便制度を所管していない当省において新たに外部補助にかかる予算措置をすることは困難です。</p>	<p>理容業・美容業は、国民生活に不可欠なサービスである。個人の資格であるため、養成課程に必要な経費は本人負担となるが、公益性の高い業務に必要な資格であるため、負担軽減を行うべきと考えている。しかしながら、その措置について、特定省庁の補助金等を日本郵便に交付する方法が適切な対応であるかどうかの判断は困難である。</p>	<p>既存予算の確保も厳しい状況の中で、郵便物の発送に関する外部補助に対し、郵便制度を所管していない厚生労働省（当部）において予算措置をすることは困難です。</p>	<p>郵便物の発送に係る外部補助については、既存予算の確保もない中で、郵便制度を所管していない当省においては、新たに外部補助に係る予算措置を講じることは困難です。</p>
3. 利用者のニーズと貴省の政策目的的実現への貢献度		<p>通信教育を行っている看護師養成所においてはその学習を進める上で、教材等の発送は必要不可欠であり発送支援のニーズは高いものと考えます。</p>	<p>同制度を利用している団体からは、学生の経済的負担の軽減のために必要であるとの回答を得ている。</p> <p>理容師及び美容師は業務独占資格あるため、資格が無ければ施術をすることができない。当該資格を取得するには国家試験に合格する必要があるが、国家試験を受験するためには養成施設において必要な過程を履修し、卒業しなければならない。については、当省としても国家試験の取得に必須となっている養成課程における学生の経済的負担を軽減するために重要と考えている。</p>	<p>全国の製菓衛生師登録養成施設においては、約14,000名のうち約4,400名（定員ベース）が、通信課程での受講を行っており、一定のニーズはあるものと承知しております。</p>	<p>社会保険労務士法第3条第1項に基づく労働社会保険諸法令関係事務指定講習については、社会保険労務士試験の合格者の50%以上（平成27年度は合格者1,051人に対し556人）が通信教育を受講しています。</p> <p>また、同法第11条に基づく社会保険労務士試験試験科目免除指定講習については、平成27年度において、144人が延べ326科目で通信教育を受講しています。</p> <p>これらの通信教育では、複数回の添削指導が行われており、多数にわたって第四種郵便物が利用されていることから、利用者ニーズは高く、社会保険労務士制度において重要な役割を果たしているものと考えています。</p>
4. 直接又は間接を問わず関連する支援措置（予算、補助金、委託費等）		<p>当省においては、郵便制度ないし郵便物の発送に関する看護師等養成所に対する直接の支援措置はございません。</p>	<p>特にない。</p>	<p>製菓衛生師の養成施設の指定等に係る事務・権限については、平成27年4月1日付けで、各都道府県に委譲されており、厚生労働省（当部）において、養成施設に対する予算、補助金、委託費等の支援措置を実施しているものはありません。</p>	<p>当省においては、郵便制度ないし郵便物の発送に係る支援措置はございません。</p>
5. その他		<p>今後の関係施策の検討にあたっては、本制度を利用する学生や養成所等の当事者からの意見も十分にお聞きいただくよう、ご配慮をお願いいたします。</p>	<p>今後の検討に当たっては、制度を実際に利用する者の意見も十分にお聞きいただいた上で進められるよう、慎重な対応をお願いしたい。</p>	<p>今後の検討に当たっては、制度を実際に利用する者の意見も十分にお聞きいただいた上で進められるよう、慎重な対応をお願いします。</p>	<p>今後の関係施策の検討にあたっては、本制度を利用する当事者からの意見も十分にお聞きいただくようご配慮をお願いします。</p>

担当省庁	厚生労働省				
種類	第四種郵便物（通信教育用郵便物）				
	教育訓練給付	保育士	社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事	精神保健福祉士	介護員、介護支援専門員
1. 政策目的としての妥当性や必要性	<p>第四種郵便物を使用する通信教育は、様々な生活環境の中で国家資格を得て、新たな職業を得ようとする国民に対し、少ない費用負担で全国平均にあまねく教育機会を提供するために必要なものと考える。</p> <p>具体的には、平日働いているために、通学する形で受講することが時間的、物理的に困難な者や、そもそも、教育訓練プロバイダー（大学、専修学校、資格取得を目的とする講座を提供する企業等）が存在しない地域に居住する者、自宅を離れにくい事情のある者（育児・介護中の者等）に対して、職業能力の向上に資する教育訓練を受講する機会を確保する上で、第四種郵便制度は重要な役割を果たしており、今日においてもその政策目的は妥当であると考える。</p> <p>このことについては、同制度が創設されてから現在に至るまで変わることなく、制度として維持する必要が高いと考えている。</p> <p>また、受講者とは日常的に対面が困難なことから、印刷物としての教材（教科書、添削課題等）が重要な役割を担っている。このように教育効果を高める観点からも、郵便を利用した紙媒体でのやりとりが必要不可欠である。</p>	<p>郵便制度全体に係るご質問であり、保育分野特有の取扱いを別に定めるものではない。</p>	<p>通信教育は、時間的及び地理的制約を受けることなく各人の自発的な意思により利用できるものとして、一億総活躍社会の実現を図っていく中で、働きながらキャリアアップを目指す福祉・介護人材の教育機会の確保等において重要な役割を担っている。</p> <p>ICTの活用が困難な者に対する配慮や、通信教育の実施に伴う経済的負担の低減の観点から、第四種郵便の必要性・重要性は制度創設以降何ら変わっておらず、教育の普及及び学習機会の確保に資するものであるため、政策的妥当性を有するものと考える。</p>	<p>情報技術の発展から、インターネットを利用したeラーニング等による教育は進みつつあるが、通信教育等の生徒・学生・受講生については、通学制と比して極めて多様な年齢・職業・背景等の生徒・学生・受講生により構成されているため、上記情報技術を十分に活用できない者などに配慮する必要がある。</p> <p>また、生徒・学生・受講生からの提出物（レポートや手紙など）には、インターネット経由での提出になじまないものも多く、郵便を利用した紙媒体でのやりとりは必要不可欠である。</p> <p>加えて、メール便等については第四種郵便に比して格段に費用を要することから、経済的負担の低減の観点からなお、第四種郵便の必要性は高いと言える。</p>	<p>第四種郵便制度については、教育の普及に資することを目的として、低廉な料金が設定されていると承知しており、これを活用することで、当局の政策実現にも一定の効果があると考えるが、郵便制度を所管していない当局が同制度の妥当性及び必要性についてお答えすることは困難。</p>
2. 外部補助の検討可能性など	外部補助による措置については、目下の財政状況のもとでは、郵便行政を所管していない当省において何らかの予算措置を講ずることは困難である。	郵便制度全体に係るご質問であり、保育分野特有の取扱いを別に定めるものではない。	郵便物の発送に係る外部補助については、既存予算の確保も極めて厳しい中で、郵便制度を所管していない当省において新たに外部補助に係る予算措置をすることは困難である。	郵便物の発送に係る外部補助については、既存予算の確保も極めて厳しい中で、郵便制度を所管していない当省において新たに外部補助に係る予算措置をすることは困難。	既存予算の確保も厳しい状況の中で、郵便物の発送に関する外部補助に対し、郵便制度を所管していない当局において予算措置をすることは困難。
3. 利用者のニーズと貴省の政策目的的実現への貢献度	<p>平成28年10月1日現在、教育訓練給付対象講座の指定数は12,408講座であり、うち通信講座は2,317講座（約20%）となっている。また、平成28年3月末時点における教育訓練給付を受けた受給者数は125,916人であり、うち通信講座利用者は44,553人（約35%）となっており、通信講座の利用は大きいものとなっている。</p> <p>このような通信講座の利用者には、例えば、平日は働いているために、通学する形で受講することが時間的、物理的に困難な者や、そもそも、教育訓練プロバイダー（大学、専修学校、資格取得を目的とする講座を提供する企業等）が存在しない地域に居住する者、自宅を離れにくい事情のある者（育児・介護中の者等）が、通信講座でスキルアップしたいといった様々なケースがあり、通信講座利用のニーズは相当大きく、第四種郵便制度は、全国にいるこれらの方々が通信講座を受講するに当たって、意義の大きい社会インフラである。</p> <p>仮に、第四種郵便の適用がなくなった場合、教育訓練プロバイダーとしては、そのことにより発生する追加費用負担を受講費に上乗せする、すなわち受講者の負担を増嵩せざるを得ないものと考える。受講費が増嵩すれば、労働者の講座受講意欲に抑制的な影響を与えると考えられることに鑑みれば、労働者の職業能力開発の推進のため、受講者の経済的負担を軽減することが重要であり、その観点において、本制度は当省の政策目的的実現に大きく貢献している。</p>	<p>第4種郵便制度の貢献度については判断できないが、指定保育士養成施設の入学定員が約59,000人であり、うち通信制課程の入学定員は約5,300人（約9%）であり、一定数の保育士を養成している。</p>	<p>例えば、介護分野で唯一の国家資格であり、介護現場の中核を担うことが期待される介護福祉士については、資格取得者の多数が介護等の業務に関する実務経験を経て受験資格を取得する者であるが、平成28年度から施行した制度改正により、実務経験を経て受験資格を得る場合は都道府県知事が指定する養成施設等（実務者研修）の修了が必須となった。養成施設等（実務者研修）の履修は通信教育により行うことが可能であるため、働きながら資格取得を目指す上で、通信教育のニーズは非常に大きいと考えられる。</p> <p>第四種郵便は、通信教育の実施に伴う経済的負担を低減し、教育の普及及び学習機会の確保に必要であり、喫緊の課題である介護人材の確保等に貢献するものである。</p>	<p>対象となる精神保健福祉士の養成施設については、平成28年4月現在、全国で40課程存在しており、それらの養成施設において第四種郵便を利用しているところである。今年度に閣議決定された「一億総活躍プラン」においては、精神医療の質の向上が盛り込まれているが、仮に本制度が廃止されてしまうとすると、養成施設への負担等から施設数の減少が生じ、年々高まっている精神保健福祉へのニーズに逆行することとなりかねない。</p> <p>以上のことから、本制度についてのニーズは高く、また国の政策目的に直接的に貢献するものと言える。</p>	<p>時間や地理的制約にとらわれず、各人の自発的な意思により利用できる通信教育に対して低廉な郵送料を適用する制度は、eラーニングやICT活用が困難な者の負担軽減となる。多様な年齢・職業・背景の者が介護の担い手となる一助になり、一億総活躍社会の実現を目指す当局の政策に資するものであると考える。</p>
4. 直接又は間接を問わず関連する支援措置（予算、補助金、委託費等）	特にない。	郵便に係る支援は行っていない。	第四種郵便のような低廉料金による郵便サービスに係るコストに対する財政支援はない。	予算措置は設けていない。	当局においては、郵便発送を支援する予算措置は実施していない。
5. その他	同制度については、現行制度を維持していただきたい。	郵便に係る費用負担軽減は受講者への支援の観点から望ましいものの、郵便制度全体の見直し内容については貴省において適切にご判断いただきたい。	当室としては、通信教育用郵便物は政策的意義の高いものであり、他の方法での代替も困難であるため、引き続き貴省において、公共性の高い社会的ニーズに応えていただきたい。	特になし。	今後の検討にあたっては、制度を利用するものの意見を十分に聴取する等、慎重な対応をお願いしたい。